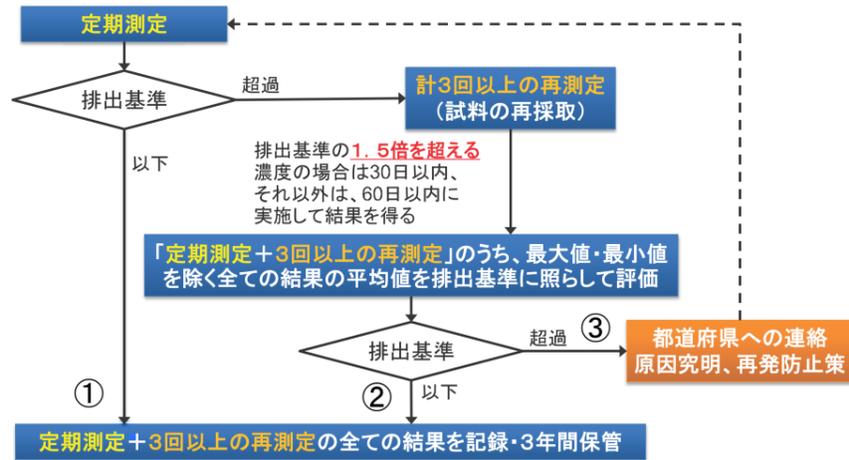


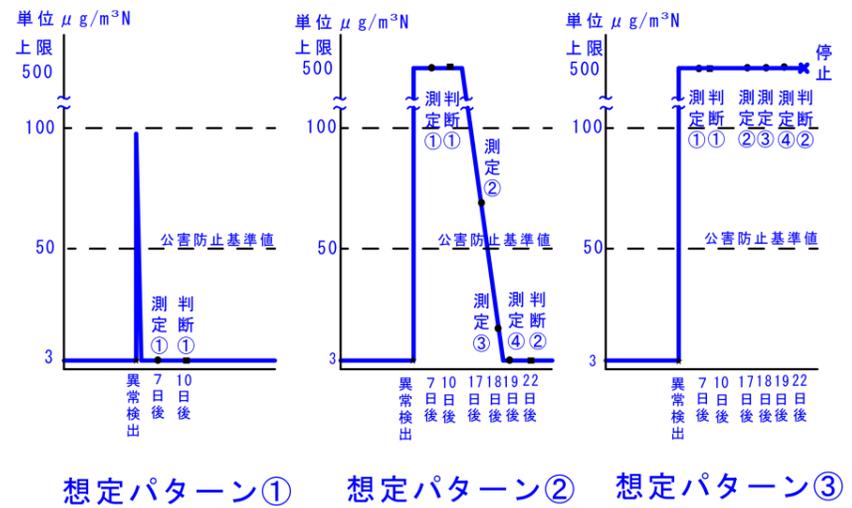
法定及び独自の取扱い

環境基準は、環境基本法において設定されており、この環境基準を達成することを目標に、大気汚染防止法に基づいて規制を実施している。大気汚染防止法は、大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することなどを目的としている。しかしながら、水銀のように取扱いの詳細等、考え方等が明確に示されていない。そこで、水銀を例に、当組合の運転条件をあてはめ、以下に示す。

1. 法定（バッチ測定※による定期測定）の取扱い



※ バッチ測定
： 一定期間(もしくは一定量)サンプリングデータを集め、分析・測定する方式。
また、大気汚染防止法の改正を受け、平成28年9月26日環境省告示第94号にて排出ガス中の水銀測定方法としてバッチ測定を定めている。



2. 独自の取扱い

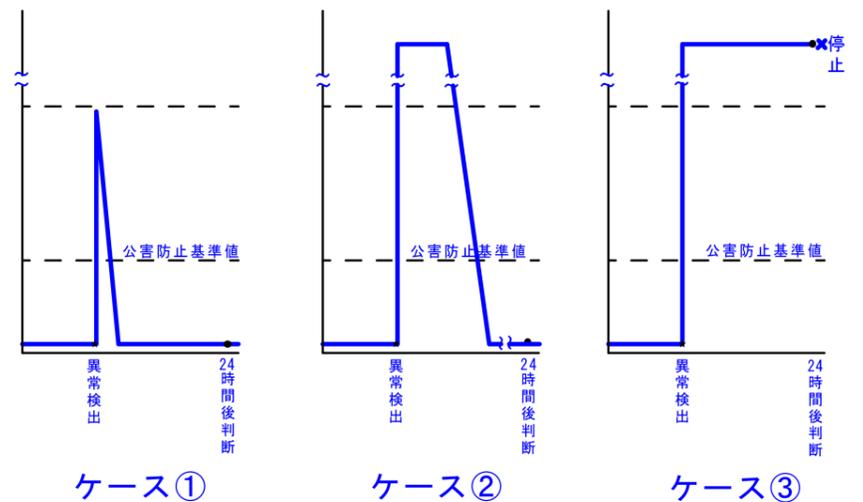
(自動測定機の活用)

① 排ガス中のばいじん・塩化水素・窒素酸化物・硫酸酸化物

自動測定機で異常な数値を検出した24時間後の数値（1時間平均値）が、公害防止基準値を超過している場合は立ち下げる。
なお、緊急事態発生時は緊急停止をする。

多摩地域の他団体の事例

- ・法定の取扱いをしている団体（定期測定）：6団体
- ・自動測定機を利用した独自の取扱いをしている団体：2団体
- ・未公表：5団体

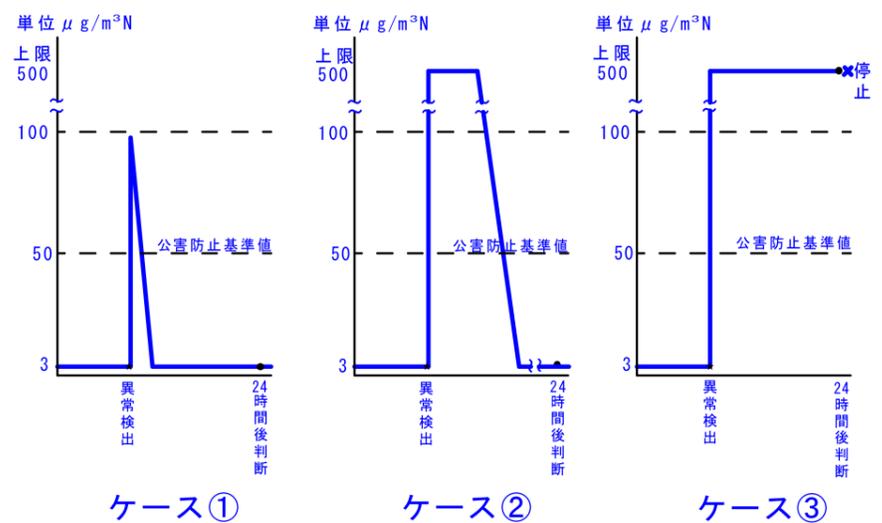


② 排ガス中の水銀

自動測定機で異常な数値を検出した24時間後の数値（1時間平均値）が、公害防止基準値を超過している場合は立ち下げる。
なお、緊急事態発生時は緊急停止をする。

多摩地域の他団体の事例

- ・法定の取扱いをしている団体（定期測定）：11団体
- ・自動測定機を利用した独自の取扱いをしている団体：1団体
- ・未公表：1団体



③ 排ガス中のダイオキシン類、その他（下水・騒音・振動・悪臭）

定期測定（バッチ測定）による。
なお、緊急事態発生時は緊急停止をする。

多摩地域の他団体の事例

- ・法定の取扱いをしている団体（定期測定）：13団体
- ・自動測定機を利用した独自の取扱いをしている団体：0団体

